

みなさん、『漁港の利用規制が変わりました』ご存じですか？

〈北海道漁港管理条例〉

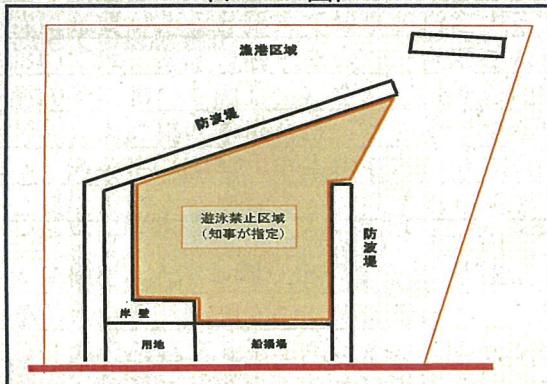


【遊泳の制限】(第6条)

- ◆何人も漁港内の指定区域においては、遊泳をしてはなりません。
- ◆遊泳には、潜水、入水し釣りをする行為も含みます。
- ◆対象の漁港は、道内の全漁港(分区、分港を含む。)です。
- ◆漁港内の規制範囲は、漁港の区域内の秩序の維持のために特に必要があると認めて知事が指定する区域です。

(漁港漁場整備法第39条第5項の規定により知事が指定する放置等禁止区域内の水域と同じ)

〈イメージ図〉



〈放置等禁止看板写真〉



- ◆次に掲げる場合は規制対象から除外します。

- ◎漁業者が、漁業を営むために遊泳をする場合
- ◎漁業従事者が、漁業に従事するために遊泳をする場合
- ◎漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳をする場合
- ◎漁港漁場整備法第39条第1項又は条例第13条第1項の許可を受けた者が、当該許可に基づき遊泳をする場合
- ◎国、道若しくは市町村又は独立行政法人若しくは道が設立した地方独立行政法人が、あらかじめ知事に届け出て、遊泳をする場合

対象	国	・開発建設部による漁港の維持補修工事に係る調査や水産庁主催による小学生を対象とした海水生物観察
	道	・振興局による漁港の維持補修工事に伴う調査や水産技術普及指導所と漁協が共同で行うナマコ種苗放流調査
	市町村	・市町村と漁協が共同で行うナマコ養殖企業化試験調査
事例	独 行	・寒地土木研究所による漁港整備の構造検討調査・試験
	地方独行	・道総研中央水産試験場と漁協が共同で行うウニ種苗放流調査

- ◎知事が特に必要があると認めて許可した場合

対象	1. 大学等による調査・研究、	2. 民間研究機関による調査・研究、	3. 報道機関による取材・撮影、
事例	4. その他上記に相当すると認める場合		

【罰則】(第20条)

- ◆違反して遊泳をした者は、5万円以下の罰金が科せられます。

Rule & Manner



【施行期日】

- ◆新たに許可制及び届出制の導入並びに罰則規定を設定するため、3か月の周知期間を設けることとし、平成29年4月1日から施行します。

【周知方法】

- ◆全漁港に「遊泳禁止区域」を図示した看板を設置します。
- ◆次の広告等に掲載します。
 - ◎北海道水産林務部水産局漁港漁村課「ホームページ」
 - ◎道及び市町村の各種広報誌
 - ◎釣りルール冊子「ルール&マナー(フィッシングルール2017)」

【お問い合わせ先】



- 北海道水産林務部水産局漁港漁村課
宗谷総合振興局産業振興部水産課
留萌振興局産業振興部水産課
石狩振興局産業振興部水産課
後志総合振興局産業振興部水産課
桧山振興局産業振興部水産課
渡島総合振興局産業振興部水産課
胆振総合振興局産業振興部水産課
日高振興局産業振興部水産課
十勝総合振興局産業振興部水産課
釧路総合振興局産業振興部水産課
根室振興局産業振興部水産課
オホーツク総合振興局産業振興部水産課
- ☎011-204-5475(ダイヤルイン)
☎0162-33-2945(ダイヤルイン)
☎0164-42-8474(ダイヤルイン)
☎011-204-5842(ダイヤルイン)
☎0136-23-1393(ダイヤルイン)
☎0139-52-6554(ダイヤルイン)
☎0138-47-9483(ダイヤルイン)
☎0143-24-9810(ダイヤルイン)
☎0146-22-9325(ダイヤルイン)
☎0155-26-9058(ダイヤルイン)
☎0154-43-9212(ダイヤルイン)
☎0153-23-6852(ダイヤルイン)
☎0152-41-0657(ダイヤルイン)